

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 7 回武蔵村山市まちづくり条例市民会議
開 催 日 時	平成 2 1 年 5 月 2 7 日 (水) 午後 7 時 ~ 午後 9 時
開 催 場 所	中部地区会館 4 0 1 大集会室
出 席 者 及び欠席者 (敬称略)	出席者 : (委員) 伊澤秀夫、石塚一夫、石塚典久、江淵由美子、加藤欽司、 清沢葉子、栗原秀夫、大當耕一、藤巻清美、松浦笑子、 松下文代、見崎洋一郎、村山英男、森カスミ、山本成也 (調整役) 福田紀子 欠席者 : (委員) 内野和枝、内野均、加園光良、福田幸次、堀井昭二郎
議 題	1 会議録の承認について 2 武蔵村山市におけるまちづくりの課題の解決策について 3 会議の日程について 4 その他
結 論	議題 1 について 前回会議録については、「会議録 (案)」のとおり承認する。 議題 2 について 各グループごとに課題の解決策について討議を行った。 議題 3 について 次回市民会議の日程については、平成 2 1 年 6 月 2 4 日 (水) とする。 議題 4 について 案件なし。
審 議 経 過 (: 委員 又は調整役 : 事務局)	1 会議録の承認について 事務局から資料 7 - 1 「会議録 (案)」について説明 説明省略 (特に意見なし) 2 武蔵村山市におけるまちづくりの課題の解決策について 前回再編成したグループごとに、引き続き本市のまちづくりの課題 に対する解決策の検討を中心にグループ討議を行っていただく。 話合いに事務局が加わらせていただき、関連の現行制度等を紹介す るので、討議の参考としていただきたい。 各グループのテーマについての現状を共有し、問題点に対する目標 や解決策を現実的なところを踏まえてふくらませるのが主旨である。 グループ討議 (主な討議内容) 【 1 グループ 】 (モノレールの市内延伸について)

モノレールの市内延伸や新青梅街道の拡幅については、目標年度を条例に定めるべきである。

新青梅街道沿道の拡幅予定地については、土地の売買を禁止できないのか。

一定規模以上の土地であれば、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、売買契約をしようとする前に市を通じて都に届け出ることが義務付けられている。これに応じて、市なり都が買い取る交渉をすることができる制度となっているが、財政的に買取りは厳しい状況となっている。

都市計画道路整備に有効な手法として、都市計画道路計画線までセットバックした場合に、容積率の上積みを認める地区計画を定めている自治体もある。

本市だけ先行しても効果は小さい。新青梅街道沿道 2 市 1 町の連携が必要である。

(道路交通網の整備について)

市内循環バスについては、ワンコインや無料にし、自由乗降にすべき。また、短区間のシャトル便にして本数を増やすべき。市営化するのはどうか。

京都の醍醐地区では、周辺企業からの協賛金も得ながら、住民の手でコミュニティバスを運行し、成功している例もある。

(商店街と工業の活性化について)

駐車場や歩道を整備し、商店街を利用しやすくする必要がある。

工業地域に住宅は規制すべきである。

工業地域にマンションが建設される際、工場の操業内容について苦情を出さないとの覚書を交わしたり、緑地帯を広く取るなどの規制をかけたりして効果をあげている例がある。

【2 グループ】

(狭山丘陵の既存の自然保全について)

貴重な資源であるホタル、カブトムシやつりふね草を生かし、緑の情報をインターネット等に発信していく必要がある。

里山ガイドや自然を守るパトロール隊などのボランティアを育成・活用していく必要がある。

(都市農地の保全と活用について)

営農環境の保全のため、生産緑地解除に伴う環境維持が必要である。市民農園として活用できないか。

市民農園の場合、農地法上の問題が生じるので、体験型市民農園としての活用が考えられる。

産地直売所や路地販売のマップづくりや生産者の顔を表示した農産物によるイメージアップなどを図り、地産地消の充実につなげる。

(開発に伴う緑の保全と創出について)

一定規模の開発については、供託金制度を設けて市の発展のために使用するのがいいのではないか。

開発負担金については、用途を明確にし、開発地区に還元するようにする。

市では、みどりの基金を積み立てて、活用を図っている。

みどりの基金を緑の整備費や維持管理費の助成、ボランティア団体育成に使用するとよいと思う。

【3グループ】

(建物等のバリアフリーについて)

建物内の配置や設備の規格等を統一すべきである。

一定規模以上の建築物のバリアフリーについては、バリアフリー法と東京都のバリアフリー条例に基づき建築確認の際に審査される。

東京都条例には福祉のまちづくり条例もあり、こちらの基準のほうがやや厳しいが、適合させることについては努力義務である。

本市の場合、規模が小さい施設が多く、対象とならないことが多いのは問題であり、市独自に条例のようなものを定めるべきである。

福祉のまちづくり条例は改正され、その施行後は、飲食店等についてはすべての施設が対象となる。

西東京市のまちづくり条例には、「人にやさしいまちづくりに関する推進計画を策定する」との規定があるのが特徴である。

条例の基本理念に、人にやさしいまちづくりを盛り込むべきである。

(道路整備・交通手段について)

市内循環バスについては、有識者や市民等で構成する検討協議会において検討を行っている。

バス路線は、循環バスに限らない検討協議会を設けて、根本的に見直しを図る必要がある。

(耐震について)

市の耐震改修促進計画を間もなく策定し、これに基づき耐震化の促進に取り組んでいく。

地震発生時の避難場所の確保、自治会と市との連携が必要であるが不足している。

【4グループ】

(自治会・コミュニティについて)

自治会加入率を高める必要がある。

自治会等が地域のまちづくりについて考える場を設けることで、自治会員の交流の場にもなり、活性化につなげることができる。

自治会がどこまでまちづくりに関与してくれるかが問題で、普段の人間関係づくりが重要である。

	<p>地域の意見をまちづくりに反映させるためには、「まちづくり協議会」を立ち上げる制度を設ける方法が考えられる。</p> <p>(住宅・美しい街並みについて)</p> <p>開発指導要綱を条例化するなどして、開発規制を行う必要がある。開発を行う場合に、その内容を地域の実情に合う形で公表してもらいたい。</p> <p>墓地の規制もできるようにすべきである。</p> <p>まちづくり協議会を立ち上げ、地域の住民の3分の2以上の同意でまちづくりの計画をつくれる制度を設けることが考えられる。</p> <p>コンビニ駐車場の緑化など、緑化推進のための決め事をつくる必要がある。</p> <p>(歴史的建物の保全について)</p> <p>歴史的なエリアを定めて、地域の保全を図る方法もある。</p> <p>テーマ型のまちづくりができる制度を設けることが考えられる。</p> <p>今回は全体の共有ができなかったので、次回もう少しグループ討議を進めるとしたらどうしたいかを振り返りシートに記入していただきたい。次回の進め方、取りまとめ方の参考にさせていただき、まとめていく方法を考えさせていただく。</p> <p>3 会議の日程について 次回は、平成21年6月24日(水)午後7時から開催させていただく。</p> <p>4 その他 特になし</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---

会議の公開 ・非公開の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者：1人
---------------------	--	--------

会議録の開 示・非開示 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
----------------------	---

庶務担当課	都市整備部都市計画課(内線274)
-------	-------------------